

岐阜県東京圏からの移住支援事業における安八町移住支援金交付要綱

(趣旨)

第1条 安八町は、「清流の国ぎふ」創生総合戦略及び安八町まち・ひと・しごと創生総合戦略に基づき、安八町内への移住・定住の促進及び中小企業等における人手不足の解消に資するため、岐阜県と共同して行う岐阜県東京圏からの移住支援事業において、東京圏（埼玉県、千葉県、東京都及び神奈川県をいう。以下同じ。）から安八町に移住した者が、移住支援金の支給要件を満たした場合に、予算の範囲内において移住支援金を交付することとする。

当該移住支援金の交付については、岐阜県東京圏からの移住支援事業費補助金交付要綱、岐阜県東京圏からの移住支援事業費補助金交付実施要領及び法令等の定めるところによるほか、この要綱に定めるところによるものとする。

(交付金額)

第2条 移住支援金の金額は、第3条（3）を除く各要件に該当する移住者については、世帯の申請の場合にあっては100万円、単身の申請の場合にあっては60万円とする。また、18歳未満の世帯員を帯同して移住する場合は世帯につき30万円を加算する。

第3条（3）の要件に該当移住者については、世帯の申請の場合にあっては50万円、単身の申請の場合にあっては30万円とする。また、18歳未満の世帯員を帯同して移住する場合は世帯につき30万円を加算する。

(対象者要件)

第3条 申請時において、次の（1）の要件を満たし、かつ（2）、（3）、（4）又は（5）の要件に該当し、世帯の申請をする場合にあっては（6）の要件を満たす申請者を対象とする。

（1）移住等に関する要件

次に掲げる（ア）、（イ）及び（ウ）に該当すること。

（ア）移住元に関する要件

- ① 住民票を移す直前の10年間のうち、通算5年以上、東京23区内に在住していたこと又は東京圏のうちの条件不利地域（過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法（令和3年法律第19号）、山村振興法（昭和40年法律第64号）、離島振興法（昭和28年法律第72

号)、半島振興法(昭和60年法律第63号)又は小笠原諸島振興開発特別措置法(昭和44年法律第79号)の指定区域を含む市町村(政令指定都市を除く。)及び平成22年国勢調査から令和2年国勢調査の人口減少率が10%以上の市町村をいう。以下同じ。)以外の地域に在住し、東京23区内への通勤(雇用者としての通勤の場合にあっては、雇用保険の被保険者としての通勤に限る。以下同じ。)をしていたこと。

- ② 住民票を移す直前に、連続して1年以上、東京23区内に在住していたこと又は東京圏のうちの条件不利地域以外の地域に在住し、東京23区内への通勤をしていたこと。(ただし、東京23区内への通勤の期間については、住民票を移す3ヶ月前までを当該1年の起算点とすることができる。)
- ③ ただし、東京圏のうちの条件不利地域以外の地域に在住しつつ、東京23区内の大学等へ通学し、東京23区内の企業等へ就職し、通勤した者については、通学期間の修業年限を上限として本事業の移住元としての対象期間とすることができる。

(イ) 移住先に関する要件

次に掲げる事項の全てに該当すること。

- ① 令和8年4月1日以降に転入したこと。
- ② 移住支援金の申請時において、移住後1年以内であること。

なお、地域未来交付金の交付決定前であったことにより、転入後1年以内に申請を行うことができなかった場合には、同交付金の交付決定日から次に示す日数、申請受け付けを可能とする。

・当該年度の4月1日から転入後1年となる日までの日数

- ③ 安八町に、移住支援金の申請日から5年以上、継続して居住する意思を有していること。

(ウ) その他の要件

次に掲げる事項の全てに該当すること。

- ① 暴力団等の反社会的勢力又は反社会的勢力と関係を有する者でないこと。
- ② 日本人である、又は外国人であって、出入国管理及び難民認定法に定める永住者、日本人の配偶者等、永住者の配偶者等、定住者、及び日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法に定める特別永住者のいずれかの在留資格を有すること。
- ③ 過去10年以内に申請者を含む世帯員として移住支援金を受給し

ていないこと。ただし、移住支援金を全額返還した場合や過去の申請時に18歳未満の世帯員だった者が、5年以上経過し18歳以上となり、申請した場合で、県及び町が認める場合を除く。

- ④ その他岐阜県又は安八町が移住支援金の対象として不適当と認めた者でないこと。

(2) 就職に関する要件

1) 一般の場合

次に掲げる事項の全てに該当すること。

- (ア) 勤務地が東京圏以外の地域又は東京圏内の条件不利地域に所在すること。
- (イ) 就業先が、移住支援事業を実施する都道府県が移住支援金の対象としてマッチングサイトに掲載している求人であること。
- (ウ) 就業者にとって3親等以内の親族が代表者、取締役などの経営を担う職務を務めている法人等への就業でないこと。
- (エ) 週20時間以上の無期雇用契約に基づいて就業していること。
- (オ) 上記求人への応募日が、マッチングサイトに上記(イ)の求人が移住支援金の対象として掲載された日以降であること。
- (カ) 当該法人等に、移住支給金の申請日から5年以上、継続して勤務する意思を有していること。
- (キ) 転勤、出向、出張、研修等による勤務地の変更ではなく、新規の雇用であること。

2) 専門人材の場合

岐阜県プロフェッショナル人材確保事業又は先導的人材マッチング事業を利用して就業した者は、次に掲げる事項の全てに該当すること。

- (ア) 勤務地が東京圏以外の地域又は東京圏内の条件不利地域に所在すること。
- (イ) 週20時間以上の無期雇用契約に基づいて就業していること。
- (ウ) 当該就業先において、移住支援金の申請日から5年以上、継続して勤務する意思を有していること。
- (エ) 転勤、出向、出張、研修等による勤務地の変更ではなく、新規の雇用であること。
- (オ) 目的達成後の解散を前提とした個別プロジェクトへの参加等、離職することが前提でないこと。

(3) テレワークに関する要件

次に掲げる事項の全てに該当すること。

- (ア) 所属先企業等からの命令ではなく、自己の意思により移住した場合であって、移住先を生活の本拠とし、移住元での業務を引き続き行うこと。
- (イ) 移住先でテレワークにより勤務する（原則、恒常的に通勤しない）こととし、かつ週20時間以上テレワークを実施すること。
- (ウ) 地域未来交付金（デジタル実装型）又はその前歴事業を活用した取組の中で、所属先企業等から当該移住者に資金提供されていないこと。

(4) 本事業における関係人口に関する要件

次に掲げる【支給対象者の要件】のすべてに該当し、かつ【地域の担い手の確保の要件】のいずれかに該当すること。

【支給対象者の要件】

- (ア) 町内の法人等に就業、または町内で起業する者
- (イ) 法人、団体又は個人から、地域との関わりを有するとして推薦された者
- (ウ) 県又は町が実施する移住定住施策への協力の意思のある者

【地域の担い手の確保の要件】

- (ア) 農業、林業、漁業に就業、または起業する者
- (イ) 自治体や地域づくり団体等が関わる地域づくり活動、地域課題の解決に向けた取組みに恒常的に参加しており、移住後も継続する意向がある者

(5) 起業に関する要件

申請日以前の1年以内に岐阜県が別に定める公益財団法人岐阜県産業経済振興センター補助金交付要綱に規定するスタートアップ等創業支援事業又は市町村が実施する起業支援事業に係る補助金の交付決定を受けていること。

(6) 世帯に関する要件（世帯向けの金額を申請する場合のみ）

次に掲げる事項の全てに該当すること。

- (ア) 申請者を含む2人以上の世帯員が移住元において、同一世帯に属していたこと。
- (イ) 申請者を含む2人以上の世帯員が申請時において、同一世帯に属し

ていること。

(ウ) 申請者を含む2人以上の世帯員がいずれも、令和8年4月1日以降に転入したこと。

(エ) 申請者を含む2人以上の世帯員がいずれも、支給申請時において転入後1年以内であること。

(オ) 申請者を含む2人以上の世帯員がいずれも、暴力団等の反社会的勢力又は反社会的勢力と関係を有する者でないこと。

(カ) 申請者を含む2人以上の世帯員がいずれも、過去10年以内に申請者を含む世帯員として移住支援金を受給していないこと。ただし、移住支援金を全額返還した場合等で、県及び町が認める場合を除く。

(交付の申請)

第4条 移住支援金の申請者は、申請書(様式1)、移住先の就業先の就業証明書(様式2)及び本人確認書類に加え、第3(1)の要件を満たし、かつ(2)、(3)、(4)又は(5)の要件に該当し、世帯の申請をする場合にあっては(6)の要件を満たすことを証する書類を町長に提出しなければならない。

(交付決定の通知)

第5条 町長は、前項の申請があったときは、その内容を審査し、移住支援金を交付することが適当と認めるときは、速やかに交付決定通知書(様式3)により、当該申請者に通知する。

審査の結果支援金の交付を不適当と認める場合又は予算上の理由等により当該年度における支援金の交付が不可である場合も、その旨同様に申請者に通知する。

(支援金の交付)

第6条 交付決定を行った申請者に対しては、申請から3か月以内に移住支援金の交付を行う。

(報告及び立入調査)

第7条 岐阜県及び安八町は、岐阜県東京圏からの移住支援事業が適切に実施されたかどうか等を確認するため、必要があると認めるときは、岐阜県東京圏からの移住支援事業に関する報告及び立入調査を求めることができる。

(返還請求)

第8条 町長は、移住支援金の交付を受けた者が次の区分に応じて掲げる要件に該当する場合、移住支援金の全額又は半額の返還を請求する。ただし、雇用企業の倒産、災害、病気等のやむを得ない事情があるものとして岐阜県及び安八町が認めた場合はこの限りではない。

(1) 全額の返還

- (ア) 虚偽の申請等をした場合
- (イ) 移住支援金の申請日から3年未満に移住支援金を受給した安八町から転出した場合
- (ウ) (就業の場合のみ該当) 移住支援金の申請日から1年以内に移住支援金の要件を満たす職を辞した場合
- (エ) 起業支援事業に係る交付決定を取り消された場合

(2) 半額の返還

移住支援金の申請日から3年以上5年以内に移住支援金を受給した安八町から転出した場合

(雑則)

第9条 この要綱に定めるもののほか、移住支援金の交付に必要な事項は、岐阜県と安八町が協議して定める。

附 則

この要綱は、令和元年5月28日から施行し、平成31年4月1日から適用する。

附 則

この要綱は、令和2年1月31日から施行し、令和元年12月20日から適用する。

附 則

この要綱は、令和3年2月16日から施行し、令和2年12月22日以降に移住した者に係る支援金対象事業に係る支援金から適用する。

附 則

この要綱は、令和4年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和5年4月1日から施行する。

附 則

- 1 この要綱は、令和５年６月２３日から施行する。
- 2 この要綱は、令和５年６月２３日以後に安八町内に転入する者に適用し、同日前に安八町内に転入した者についてはなお従前の例による。

附 則

- 1 この要綱は、令和６年４月１日から施行する。
- 2 この要綱は、令和６年４月１日以後に安八町内に転入する者に適用し、同日前に安八町内に転入した者についてはなお従前の例による。

附 則

- 1 この要綱は、令和７年４月１日から施行する。
- 2 この要綱は、令和７年４月１日以後に安八町内に転入する者に適用し、同日前に安八町内に転入した者についてはなお従前の例による。

附 則

- 1 この要綱は、令和８年４月１日から施行する。
- 2 この要綱は、令和８年４月１日以後に安八町内に転入する者に適用し、同日前に安八町内に転入した者についてはなお従前の例による。